

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和3年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 中居 哲弥		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113			
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700			
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/			
資(基)本金等	10,200,000円	うち県の出資等 ・割合	3,300,000円	32.4%		
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	6,332千円	平均年齢	65.0才	※令和2年度実績	
常勤職員の状況	合計	11名	うち県派遣	5名	うち県OB	0名
	平均年収	4,884千円	平均年齢	41.5才	※令和2年度実績	

2 県施策推進における法人の役割

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものですが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなりました。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要になりました。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献しています。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

産業廃棄物の最終処分は、日々異なる性状のものを適正に埋立処分し、その後も長期にわたり維持管理していく必要があります。そのため、専門的知識を有した職員を配置し、随時、処分料収入を確保しつつ必要な時期に資金を投入し、施設改善等しながら地域の安心安全に寄与するとともに、様々な処理需要に柔軟かつ適正に対応していく必要があります。県直営ではこのような柔軟性を有した運営が困難となっています。

4 連携・協働のあり方

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。

県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準超過0日	基準超過0日	基準超過0日	基準超過0日
取組内容	関係法令や作業標準書に基づいて廃棄物を適正に処理するとともに、処理施設の日常点検（監視、計測、測定）や抜取検査、環境測定などを行う。				
課題	係法令や作業標準書を順守し、廃棄物処理施設の維持管理に努めているため、これまでに排水基準等を超過した実績はない。				
2	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	自県内処理推進への貢献 (管理型産業廃棄物の受入)	① 40,000トン/年間	47,074トン	40,000トン/年間	40,000トン/年間
取組内容	排出事業者への受託条件等の情報提供、迅速な契約処理、適切な搬入予約の受付などを行う。				
課題	受入実績は、過去2年間【平成30年度（47,784トン）、令和元年度（47,139トン）】の実績と同様、目標値を約7千トン、上回っており、順調に推移している。				
3	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備 (建設工事に向けた作業の推進)	① いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	100%	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進
取組内容	いわてクリーンセンターの埋立終了時期までに次期最終処分場の供用ができるよう計画的に整備を推進していく。 次期処分場土木施設建設工事の発注に向けた準備として、関係法令に基づく許可（廃棄物処理施設設置、林地開発、農地転用）を取得した他、河川占用許可、景観法届出、道路占用許可、土地の形質変更届出等に着手した。				
課題	令和3年度当初から本格的な建設工事（伐木、土工、仮設調整池の整備）に着手し、令和6年度までに竣工できるように、着実に準備を進めている。建設工事の着手には、直接影響しないものの、令和2年度内に取得予定であった次期処分場事業の一部用地（国有林）の取得が未了となったため、令和3年度前期の用地取得に向けて引き続き関係機関と調整を行う。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	長期借入金残高の縮減 (次期処分場整備分を除く)	① 残高率 7.5%	残高率 7.5%	残高率 0%	
取組内容	資金の収支状況を的確に把握するとともに、資金繰表を作成して適切な資金管理を行い、償還予定表に沿って長期借入金の返済を行う。				
課題	第Ⅱ期処分場の整備に伴う長期借入金（約18.2億円）については、令和2年度までに（約16.9億）を返済しており、令和3年度で完済する予定である。				
2	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	適切な資金管理 (維持管理積立金の積立)	① 積立率 77%	積立率 77%	積立率88%	積立率100%
取組内容	埋立期間内に維持管理積立金（約22.6億円）を積立てる。				
課題	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の埋立終了後に必要となる維持管理費用を、あらかじめ（独）環境再生保全機構に預託することが義務づけられている。 令和2年度までに約17.5億円の積立を行っており、令和4年度までに約22.6億円まで積み立てる計画としている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

	令和元年度				令和2年度				令和3年度						
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他			
常勤	1		1		1		1		1		1				
非常勤	7		1	1	5	7		1	1	5	7		1	1	5
計	8		1	2	5	8		1	2	5	8		1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1				
	一般職	5	3	2		7	3	4		9	5	4				
	小計	7	4	3		9	4	5		11	6	5				
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	6			6	6			6	8			8			
	小計	6			6	6			6	8			8			
計		13	4	3		6	15	4	5		6	19	6	5		8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和元年度 人

令和2年度 人

令和3年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	1
	プロパー				1			1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職			5	1	3		9
	プロパー			3	1	1		5
	県派遣			2		2		4
	県OB							
	その他							
	計			5	2	4		11

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る人員の確保のため新規に職員を採用した。

〔県の関与の状況について〕

次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から5名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕

30歳台から60歳台にかけて均等に配置されている。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
資産	6,804,541	7,205,683	8,189,229	983,546
流動資産	1,724,523	1,917,861	2,578,713	660,852
うち現預金	1,580,455	1,778,134	2,402,227	624,093
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	5,080,018	5,287,822	5,610,516	322,694
基本財産	10,200	10,200	10,200	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	2,504,392	2,536,389	2,576,231	39,842
うち投資有価証券	0	0	0	0
其他固定資産	2,565,426	2,741,233	3,024,085	282,852
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	2,725,246	3,085,054	3,958,970	873,916
流動負債	340,506	311,498	403,932	92,434
うち有利子負債	154,400	154,400	136,800	▲ 17,600
固定負債	2,384,740	2,773,556	3,555,038	781,482
うち有利子負債	829,476	939,008	1,477,093	538,085
正味財産	4,079,295	4,120,629	4,230,259	109,630
指定正味財産	581,165	478,187	564,052	85,865
一般正味財産	3,498,130	3,642,442	3,666,207	23,765

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
経常収益	1,228,840	1,157,509	1,129,248	▲ 28,261
経常費用	843,363	993,168	1,147,571	154,403
事業費	833,473	982,480	1,137,879	155,399
うち人件費	45,525	50,652	67,981	17,329
うち支払利息	12,475	9,490	7,233	▲ 2,257
管理費	9,890	10,688	9,692	▲ 996
うち人件費	7,349	7,427	6,938	▲ 489
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	385,477	164,341	▲ 18,323	▲ 182,664
経常外収益	39,481	2,465	7,768	5,303
経常外費用	265,634	233	393	160
当期経常外増減額	▲ 226,153	2,232	7,375	5,143
法人税、住民税及び事業税	14,869	22,260	▲ 34,713	▲ 56,973
当期一般正味財産増減額	144,455	144,313	23,765	▲ 120,548
当期指定正味財産増減額	▲ 115,755	▲ 102,979	85,865	188,844
正味財産期末残高	4,079,295	4,120,629	4,230,259	109,630

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	内容
長期貸付金残高	812,386	1,103,094	1,785,329	682,235	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	445,600	291,200	136,800	▲ 154,400	第Ⅱ期最終処分場整備費
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	177,437	177,437	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
自己資本比率(%)	60.0	57.2	51.7	▲ 5.5	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	506.5	615.7	638.4	22.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	14.5	15.2	19.7	4.5	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	1.2	1.1	0.8	▲ 0.3	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	6.3	5.8	6.5	0.7	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	114.4	116.8	99.0	▲ 17.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	9.5	4.0	▲ 0.4	▲ 4.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
	A	A	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
次期最終処分場整備に係る借入金の増により、負債が増加している。
浸出水発生量の増に係る対策費用の増等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。

〔県の財政的関与について〕
次期最終処分場整備に係る補助金の交付を受けている。

〔財務指標・財務評価について〕
借入金の増により自己資本比率の低下及び有利子負債依存度の増加となっている。
事業費の増により独立採算度及び総資本当期経常増減率の低下となっている。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献しているものである。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものだが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなった。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要となった。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献している。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。いわてクリーンセンターの管理運営、公共関与型次期産業廃棄物最終処分場の整備等における困難な事務について、県職員の派遣・応援により円滑に事業を進めている。
所管部局	長期経営計画・中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。また、県の誘因による公共関与型次期産業廃棄物最終処分場の整備等については、県職員の派遣・応援により円滑に事業を進めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	次期最終処分場整備分を除く長期借入金について令和3年度中に完済する見込みであるとともに、維持管理積立金を順調に積み立てており、廃止に向けた維持管理も適切に行うことができる見込みであることから、法人の評価は適切であると認められる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の「産業廃棄物処理モデル施設整備事業」として、中立な立場の者が、公益的な視点により、事業団の運営状況を監視し、もって県の施策に資すること、次期処分場の整備は県が誘因したこと等から、県は職員を派遣し、派遣法第6条第2項の趣旨に沿い、県が給与を支給している。財政的関与について、次期処分場の整備は県の誘因したこと等により、支援の項目（基本計画の策定、環境影響評価、建設工事経費等）に応じて補助及び有利子、無利子の貸付を行っている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていることと認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人 1	・事業目標として設定している「廃棄物の適正処理（埋立基準・排水基準の遵守）」及び「自県内処理推進への貢献（管理型産業廃棄物の受入）」について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容は、法人が行っている事業の概要の説明に終始しており、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄を記載する必要があります。
法人 2	・経営改善目標についても、上記と同様、評価対象年度に法人が目標達成のために取り組んだ実績が具体的に確認できるような記載内容とする必要があります。
所管部局 1	・法人では、令和6年度までの竣工に向けて、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の整備を推進しています。これに関して、事業目標として設定している「いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備（建設工事に向けた作業の推進）」についてですが、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、計画期間における毎年度の目標進捗率を目標値として設定する等、目標値設定の改善を行う必要があります。
所管部局 2	・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和元年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ① 今後の県内で排出される産業廃棄物の最終処分量の動向を踏まえ、引き続き長期収支計画を着実に推進し、収支の均衡を図っていく必要があります。	実施済	① 平成31年3月に策定した長期収支計画（いわてクリーンセンターに係る中・長期整備、維持管理及び次期最終処分場整備、運営経費を考慮）を確実に推進している。また、月毎の運転資金について予実績表を作成し、適切な資金管理を行っている。	R2.3
	2 ② 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、資金収支に留意のうえ、計画的に実行する必要があります。	取組中	② 次期最終処分場の整備に当たり、長期収支計画を確実に推進するとともに、適切な資金管理を行っている。また、事業用地については、引き続き用地交渉等の手続きを進めて、令和2年度内の取得を目指す。	R2.8
所管部局	1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、法人の資金収支に留意して適切な指導監督を行う必要があります。	実施済	次期最終処分場整備を踏まえた長期収支計画を策定したうえで、短期貸付によらず運転資金を確保し、長期借入金の償還を計画どおり行った。	R2.3

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 適切な廃棄物処理を推進するため、廃棄物受入れ量が減少傾向にある中であっても収支の均衡を図りつつ、長期借入金の残高縮減と公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、計画的に実行する必要があります。	取組中	長期借入金は、安定的な事業収入のもと、計画どおりの償還を進めており、令和3年度で償還が終了する。公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備については、R3.3.12に土木施設建設工事の契約を締結し、令和3年度当初からの本格的な工事（伐木、土工、仮設調整池の整備）に向け、着実に進捗している。	R6.10
所管部局	1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の着実な整備に向けて、引き続き、法人の資金収支に留意して適切な指導監督を行いつつ、職員派遣等の必要な支援を行う必要があります。	取組中	公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備を、令和3年度以降も進めていく必要があることから、5名の職員を引き続き派遣し、支援体制を継続していきます。	R6.10